

平成8年9月12日午前1時10分書記官送達

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告



外

被告 国

証 拠 説 明 書

一九九六年九月二日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 小野 誠 之

同 堀 和 幸

同 山本 晴 太



同 松本 康 之

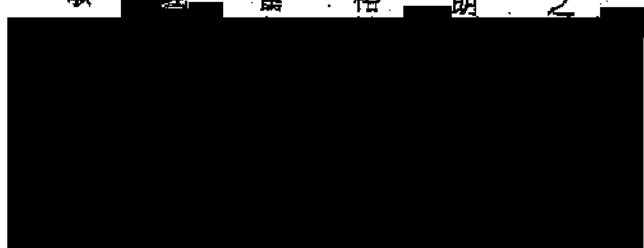
同 池上 哲 朗

同 武田 信 裕

同 金 京 富

同 中田 政 善

同 新谷 正 敏



京都地方裁判所

第一民事部 合議係 御中

①

甲
 (A)・B・C
 / 号 証
 (被審)

資料リスト
 整理番号 (9-5①)

参 考 (記載内容等)	立証価値	作成者	表 題
<p>中二準備書面不引用</p>	<p>八月二十四日一人降、航行禁止命令が 浮島丸に伝えられたこと、事実</p>	<p>海軍運輸本部長</p>	<p>航行禁止爆薬物 処理1件</p>
		作成年月日	原 本
		不詳・1945年8月22日	有(写) (所在等調査済)

甲

A・B・C

2号証

(校書)

参考 (記載内容等)	立証趣旨	作成者	表題
<p>中二連備書面以利用</p>	<p>八月二日一八時以後の旅行禁止及び目的港に到達 見込ない場合最寄の軍港等に寄港すべきとの命令 が厚島丸に伝えらるる事実</p>	<p>海軍運輸本部長</p>	<p>八月二日以後航海中 諸注意の件</p>
作成年月日		原	本
不詳		1945年8月2日	<p>有 (写) (所在等防衛研究所)</p>

資料リスト

整理番号 (9-52)

3

甲

Ⓐ・B・C

3

号

証

(按番)

参 考	立 証 種 目	作 成 者	表 題
(記載内容等)	海軍軍令部 一九四五年八月二十四日（八時以降の艦船の航行を原則として禁止し、その事実	海軍軍令部 総長 豊田 副武	大海令 第五二号
	や二連係書面を引用		
		作成年月日	原 本
		不詳 1945 年 8 月 27 日	有・写 〔復刻 大海令〕 〔毎日新聞社〕59 〔所在等〕

資料リスト
整理番号 (9 - 10)

運輸本部長 (印)

事務課長

部員 (印)

部員 小林

件名	飛行禁止	特運	聖川丸	受
宛先	浮島丸	長運丸	浮島丸	現行禁止
数量	1件			

茶運輸本部長

宛 聖川丸長運丸 浮島丸 各特務艦長

八月二十四日一八〇〇以後左ノ通ニ運スル

一 現ニ航行中ノモノノ外船舶ノ航行禁止

二 各種爆発物ノ処理

(1) 航行中ノ場合

222/605

上海中 技業

22026

32930

運輸部長

第一課長

部員

小村

①

運輸本部東通

八月十四日以後航路申請

注意1件

特選 浮島丸
特選 長運丸

大開 鉦通
官庫式倉
新潟式倉

後運輸本部長

乳浮島丸、長運丸各特選船長

通報 鉦通片、大開片

22/9/33

海

軍

④

八月廿四日一八。以降一。総屯以上ノ船舶ハ航行ヲ禁
止セラレ

今時刻迄ニ目的港ニ到着スル如ク努力

キモハ有日時達ニ

セヨ。到達見込ニ無クハ(是等ノ)軍港又ハ(港灣)ノ入港
ヲ禁ムセヨ

(終)

海軍

昭和二十年八月

小澤	聯合艦隊司令長官
宇垣	第一航空艦隊司令長官
寺田	第二航空艦隊司令長官
草野	第三航空艦隊司令長官
前田	第四航空艦隊司令長官
杉山	第五航空艦隊司令長官

命令ノ件



軍令部總長 豐田副武

小澤	聯合艦隊司令長官
宇垣	第一航空艦隊司令長官
寺田	第二航空艦隊司令長官
草野	第三航空艦隊司令長官
前田	第四航空艦隊司令長官
杉山	第五航空艦隊司令長官

命令ノ件

別紙ノ通奉仰

允裁候

甲ノ葉ノ裏証

馬ノ子印紙(2)

大海令第五二號

昭和二十年八月二十一日

奉勅 軍令部總長 豊田副武

小澤	聯合艦隊司令長官
戸塚	横須賀鎮守府司令長官
岸田	第三航空艦隊司令長官
草鹿	第五航空艦隊司令長官
前田	第十航空艦隊司令長官
杉山	佐世保鎮守府司令長官

二命令

一 聯合國軍ハ八月二十六日以降厚木飛行場、横須賀
 軍港及鹿屋方面ニ對シ逐次進駐ヲ開始セントシアリ

ニ大本營ノ企圖ハ右聯合國軍ノ進駐ヲ圓滑ニ實現

施セシムルト共ニ進駐地域附近ノ治安維持ニ遺憾ナ

カラシメテ我ガ信義ヲ中外ニ宣明スルニ在リ

三 聯合艦隊司令長官 横須賀鎮守府司令長官

第三航空艦隊司令長官第三航空艦隊司令長官及第十航空艦隊司令長官

官ハ別圖甲地域内所在指揮下戦闘兵力ヲ八月ニ

十七日一八〇。迄ニ但シ厚手木方面所在戦闘兵力ハ八

月二十四日一八〇。迄ニ夫々武裝ヲ解キタル上甲地域

外爲シ得レバ別圖乙地域外適宜ノ位置ニ移駐セ

シムベシ

止ムラ得ザル事由ニ依リ期日迄ニ移動不能ナル部隊ハ武装ヲ解キ敵ト接觸ヲ避クル如ク成ル可ク
一地ニ集テ結セシムベシ

四 佐世保鎮守府司令長官及第五航空艦隊司令長官ハ別圖内地域内所在指揮下戦闘兵力ノ武装ヲ解キタル上八月三十日一八〇〇迄ニ右地域外適宜ノ位置ニ移駐セシムベシ

五 前項各司令長官ニ對シ右兵力移動後ノ治安維持並ニ兵器、需品、軍事施設等ノ監視保管ノ為所要最小限ノ兵力ニ憲兵的任務ヲ與ヘ残置スル

ヲ得シム

六月二十四日八〇〇以後特ニ定ムルモノ外航行中以外ノ
艦船ノ航行ヲ禁不止ス

七細項ニ關シテハ軍令部總長ヲシテ指示セシム

大海令

複製版 大海令

昭和五十三年四月十五日印刷
昭和五十三年四月二十五日発行

編者 財団法人 史料調査会

編集人 高橋清見

発行人 高原富保

発行所 毎日新聞社

東京・大阪・北九州・名古屋

印刷 中央精版

裝本 大口製本

装函 トーシキ

©1978 The Institute of Historical
Research